

## 質 問 回 答 書

件名：令和8年度国有農地草刈業務（滋賀県彦根市、長浜市、守山市、高島市）

番号	質 問 内 容	回 答
1	本業務について、受注者が協会社を活用して作業を実施すること（再委託）は可能でしょうか。 また、可能な場合は事前承認や再委託届等の提出が必要でしょうか。	一括再委託や主要業務の再委託は禁止しております。部分的な業務の再委託の場合は事前承認を要します。
2	仕様書に記載のある刈草等の処分について、産業廃棄物管理票（マニフェスト）等の提出が必要でしょうか。	産業廃棄物管理票（マニフェスト）等の提出は求めておりません。
3	刈草を農地へすき込む場合、事前承認の方法や判断基準がございましたらご教示ください。	仕様書第4条（2）に記載のとおりとなります。具体的な基準は定めておりませんが、周囲の状況等から対象地ごとに監督職員が判断します。
4	草刈後の仕上がりについて、草丈などの具体的な基準がございましたらご教示ください。	周辺土地の状況等から判断することになり、具体的な基準は定めておりません。
5	履行場所の現地確認（下見）は可能でしょうか。可能な場合は手続き方法、ご都合のよろしい日時をご教示ください。	公告期間中に当該業務に関して対象地を確認いただくことは可能です。特段手続き等はありませんが、私有地への侵入等、周囲へ迷惑のない範囲で自己の責任においてお願いします。
6	仕様書の履行場所について、地番情報を基にGoogleマップやYahoo!地図等で確認を試みましたが、一部所在地の正確な位置を特定することができませんでした。つきましては、対象地の位置が分かる地図資料（案内図等）がございましたらご提供いただけますでしょうか。	「国有農地情報公開システム」（ <a href="https://kokunou-koukai.maff.go.jp/buy-rent/">https://kokunou-koukai.maff.go.jp/buy-rent/</a> ）にて位置等を公開しております。
7	除草区域については落札後指示いただけるのでしょうか。	落札後に指示いたします。
8	守山の現場確認しましたが、周辺は全て他人の敷地となっており、除草後の搬出が困難に思われます。 田んぼのように泥地になっていました。守山についてはどのようにお考えでしょうか。	除草・搬出方法により異なることから、対象地外の必要な作業スペースについては自己において周辺同意の取得等により確保ください。
9	本案件の業務の一部を専門業者に再委託することは可能でしょうか。 可能である場合事前の書面申請や承認などの必要な手続きがございましたらご教示いただけますと幸いです。 また実際の業務にあたり専門業者のみでの参加が可能か合わせてご教示願います。	一括再委託や主要業務の再委託は禁止しております。部分的な業務の再委託の場合は事前承認を要します。
10	刈草の処分をしない方向でも問題ないでしょうか。 使用するラジコン草刈り機は刈草をその場で細かく粉碎するため刈草の回収を行っていません。見た目も草丈60mm前後程で綺麗に刈揃えられて粉碎した草も目立たず、また草の成長を阻害する効果もあるからです。 こちらの方法でも問題ないか御確認をお願いいたします。	仕様書第4条に記載のとおり、刈草の集積・搬出・処分が業務内容となります。

令和8年6月30日